

2019 年度安全共済会各種手続きについて

■安全共済会加入手続きの前提として

安全共済会の補償の対象は「子ども会活動中」の事故が対象となっています。

「子ども会活動」とは、育成者または 20 歳以上の指導者の管理監督の下、適切な指導によって行われる活動を指します。

従いまして、安全共済会加入の際は、子ども会単位で必ず育成者または成人指導者が 1 名以上加入していることが必須条件となります。

■安全共済会加入対象

単位子ども会、市町子連、県子連に所属する 0 歳以上の者。

具体的には乳幼児、小学生、中学生、高校生、育成者、指導者等です。

■安全共済会とは

昭和 47 年 6 月 10 日に子ども会活動を安心面からバックアップする制度として、相互扶助の精神にもとづいて「全国子ども会安全会」が発足。

平成 18 年度までは死亡・後遺障害にのみ見舞金が支払われていたが、平成 19 年度からは子ども会活動中に被った傷害・疾病に対しても補償を行なってきた。

子ども会活動を充実発展させるための課題として取り組んできたのが、活動に伴って惹起する事故の防止と共済制度である。

その後、平成 17 年 5 月の保険業法の改正並びに平成 22 年 5 月の PTA・青少年教育団体共済法の成立を受け、平成 24 年度より「全国子ども会安全共済会」として業務内容を一部改正し運用される。

平成 18 年に成立した公益法人制度改革関連 3 法案に依り、平成 25 年 4 月 1 日より全国子ども会連合会も公益社団法人へと移行し、それに伴い、安全共済会事業の内容も一部変更となる。

■平成 25 年度以降の安全共済会規定の変更について（重要）

①交通事故に対して共済金が支払われなくなります。（H25～）

※但し自転車の単独事故、または自転車同士の衝突事故及び死亡共済金、後遺障害共済金を除く

②成長痛・野球肘・疲労骨折等の医学的所見があるが、子ども会活動との因果関係が不明確な傷害又は疾病の場合は、共済金が支払われません。（H25～）

③後遺障害の等級と内容が一部変更されます。

等級の男女差の解消や、医療技術の進展により傷跡の程度を相当程度軽減できる障害を新設する第 9 級として評価する等が挙げられます。（H25～）

④加入手続きと共済制度適用開始時期が細分化されます。（H25～）

イ）5 月 29 日までに加入申込書及等関連書類及び会費を県子連に納付する場合
→4 月 1 日 0 時より適用

ロ）5 月 30 日以降に加入申込書及等関連書類及び会費を県子連に納付する場合
→県子連への手続き完了翌日 0 時より適用

⑤診断書等の作成料（文書料）は支払い対象になりません。（H26～）

⑥加入対象者の範囲が 0 歳児以上に拡大されます。（H27～）

⑦賠償責任保険の免責額が 3,000 円に変更となります。（H30～）

⑧単位子ども会からの加入申し込み方法が一部追加・変更となります。（H30～）

■書類

①様式 加入-11 加入申込書 単位子ども会作成

②様式 加入-12 加入者名簿2 単位子ども会作成

(加入申込人数が様式 加入-11 で収まるのであれば不要)

※加入者名簿の小学生・中学生・は学年を、幼児・高校生・育成者・指導者は年齢を記入してください。

※平成28年度より加入者名簿に「同伴保護者 No.」欄が追加になりました。

これは平成27年度より加入対象者が0歳からと拡大されましたが、0歳から3歳までの児童が行事に参加する際は安全共済会加入済みの保護者の同伴が必要とされることに伴うものです。0歳から3歳までの児童の名簿欄に、当該する保護者の名簿 No. を記入してください。

③様式 加入-13 年間行事計画 単位子ども会作成

※全ての行事について記入して下さい。

記載の行事が変更、或いは追加になった場合は変更・追加行事を記載して提出して下さい。

④様式 加入-21 変更届 単位子ども会作成

※所属変更(転入)の場合は新所属団体の方が記入して提出して下さい。

また、会員の改姓、単位子ども会代表者の変更の場合もこの様式を使用して下さい。

⑤様式 請求-01 事故第一報報告書 単位子ども会作成

※事故発生直後に提出して貰う必要がありますが、事故内容により切傷や打撲など軽傷の場合は治癒後、すなわち領収書が揃った後でも構いません。

但し頭部及び歯に関わる事故の場合は事故内容に関わらず、すぐに第一報を提出して下さい。

⑥様式 請求-11 <医療共済金>請求書兼事故証明書 単位子ども会・被共済者作成

※治療終了後、保険点数が確認できる領収書と同意書(様式 請求-12)を添えて提出。

振込先金融機関は被共済者又は親権者の口座を記入する。

⑦様式 請求-12 個人情報取扱いについての同意書 共済金請求者作成

⑧様式 請求-21 医療報告書 受診機関作成

※保険医療点数が記載された医療費領収書又は診療明細書がある場合は不要です。

⑨様式 請求-22 柔道整復施術報告書 施術医院作成

※保険点数の無い接骨院などの場合、作成必要。但し文書料は自己負担となります。

⑩様式 請求-31 <死亡・後遺障害共済金>請求書兼事故証明書 単位子ども会・被共済者作成

※各必要書類と同意書(様式 請求-12)を添えて提出。

振込先金融機関は被共済者又は親権者の口座を記入する。

⑪様式 請求-32 後遺障害診断書 医療機関作成【平成29年度より変更】

※後遺障害に関する診断書様式です。それ以外の場合は必要ありません。

⑫様式 請求-33 同意書 共済金請求者作成(被共済者死亡の場合)

⑬様式 請求-34 委任状 被共済者作成

⑭子ども会賠償責任保険事故報告書《第一報》

※賠償請求案件が発生した場合、現場写真と共にこの報告書を遅滞無く提出して下さい。

⑮賠償責任保険金請求書

⑯委任状

⑰同意書

⑱事故状況報告書

⑲賠償事故解決通知書

■会費

1 人年総額 150 円

- 【内訳】 全国子ども会安全共済掛金……50 円（10 月 1 日以降加入の場合…40 円）
全国子ども会連合会運営費……20 円
三重県子連事業運営費……80 円（10 月 1 日以降加入の場合…90 円）

（注）手続き後の会費返納は出来ません。

■各種様式作成に関する留意点

- ①各様式は皆さんが掛けている各種保険の用紙と同じ扱いのものです。
各自で記入する際は、記入はボールペンで行い、訂正は修正テープ等で行わず、抹消線と訂正印で行ってください。
- ②提出する様式は原本とし、必ず控え（コピー）を取っておいてください。
提出後、記入内容の確認等により連絡を差し上げた際のためにコピーを必ず手元に控えておいてください。
- ③提出する各様式は、ホチキス留め、見出しシール貼付は絶対に行わないで下さい。

■それぞれの加入手続き手順

1. 様式 加入-11「加入申込書」に必要事項を記入して下さい。
「子ども会」とは子どもの団体とそれを見守る育成会から成り立つという理念の下、大人の育成会代表者氏名・連絡先と共に、子どもの代表（会長）の氏名を記入して下さい。
人数欄にはそれぞれの人数を記入して下さい。
加入者名簿欄には加入する方の氏名等を記入して下さい。幼児及び高校生・育成者・指導者は年齢のみを、小学生・中学生は学年のみを記入して下さい。
※2 回目以降の追加加入の際もこの様式の提出が必要です。全ての欄に記入の上、追加加入申込を行って下さい。
 2. 様式 加入-12「加入者名簿 2」に必要事項を記入して下さい。
記入方法は、様式 加入-11「加入申込」の名簿欄と同様です。
※加入される人数が様式 加入-11「加入申込」の名簿欄（30 名分）で収まるのであればこの様式（加入-12）は提出の必要はありません。
- ※様式 加入-11 及び加入-12 の「加入者名簿」のうち、3 歳以下の加入者には同伴保護者の名簿 No. を記入する必要があります。忘れずに記入してください。
姓名はフルネームで記載し、苗字を省かないこと。
性別・種別も漏れなく記入してください。
3. 様式 加入-13「年間行事計画書」に必要事項を記入して下さい。
年度内の行事をなるべく詳しく記入して下さい。
実施日時が未確定の場合は「5 月中旬」とか「10 月末頃」というように、いま分かっている範囲で記入して下さい。
年間を通して行う行事（ソフトボールの練習等）や、時期を区切って毎日のように行う行事（盆踊りの練習等）は「日常定例活動」欄に「毎週土曜日 ソフトボール練習」や「7 月下旬～8 月上旬 盆踊り練習」のように記入して下さい。

※提出後、行事が追加や変更になった場合はこの様式に変更になった行事のみを記入し、追加（或いは変更）が分かるよう左上の欄に○を付け、新たに提出して下さい。

※行事計画書に未記載の行事で事故が起こった場合、共済補償の対象にならないケースがありますので、なるべく全ての行事を記入して下さい。

4. それぞれ記入した様式 加入-11「加入申込書」、様式 加入-12「加入者名簿」、様式 加入-13「年間行事計画書」の **3種を揃えて会費とともに4月14日の松子連総会時に提出**して下さい。

5. 上記 1～4 の書類提出及び手続きをそれぞれの期日までに行うことによって、4月1日まで遡って共済補償が適用となります。

期日以降の手続きになると、手続き完了の翌日0時から安全共済補償が適用になりますので御注意下さい。詳しくは同封の「平成30年度全国子ども会安全共済会について」を御参照下さい。

6. 転入等で新たな会員が加入するが、以前住まいしていた地区で既に子ども会に加入している場合は、様式 加入-21 変更届にて対処します。その際、新たに安全共済会費を収める必要はありません。

また、会員の改姓、単位子ども会代表者の変更の場合もこの様式 加入-21 を使用して下さい。

■総会時に書類が提出できない場合は

松子連総会時に加入申込書・加入者名簿・年間計画書の提出及び会費の納付が出来ない場合は、4月13日までに加入申込書・加入者名簿・年間計画書を松子連事務局へ提出してください。

なお、安全共済会会費については下記口座へ振込みをお願いします。

【安全共済会会費入金先】

第三銀行 松阪マーム支店 普通 2457591

松阪市子ども会安全共済会 会計 前川真理

(マツサカシコドモカイアンゼンキョウサイカイ カイケイ マエガワマリ)

【注意】

入金の際、入金者名を「〇〇コドモカイ」としてください。

個人名にての入金ですと入金者の確認が取れず、安全共済会手続きが出来なくなります。

なお、松子連会費については、松子連総会時に現金にての受付となり、振込みの際の口座も別口座となりますので混同の無いよう、ご注意下さい。

■万が一事故が起こったら

1. 事故が発生したら、すぐに下記松子連事務局まで連絡してください。

必要書類を送付します。（必要な書類は松子連ホームページにデータとしてアップしてあります。）

まずは様式 請求-01「事故第一報報告書」を作成し、松子連事務局あてに提出してください。

(FAX 及びメールでの提出可)

2. けがの治療がすべて終わったら、様式 請求-11「医療共済金請求書」及び様式 請求-12、併せて、掛かった費用の全ての領収書（写しでも可）を松子連事務局に提出してください。（請求権発生日より 60 日以内。それを超えると遅延理由書の提出が必要になります）
3. 提出された各種書類を県子連に送付し、県子連で確認後、全子連へ提出し、提出書類の内容に不備がなければ全子連が審査を開始してから 60 日以内に医療共済金が振り込まれます。

【注意】

- ①通院・治療が 1 回で終了した際は、様式 請求-01「事故第一報報告書」と、様式 請求-11、請求-12、領収書と一緒に提出しても構いません。
- ②様式 請求-11「医療共済金請求書」は全ての項目を記入してください。
また「治療の経過及び状況」欄については、治療が完了していれば、その旨までの記載をしてください。そして、保険点数が確認できる領収書と同意書（様式 請求-12）を添えて提出してください。振込先金融機関は被共済者又は親権者の口座を記入すること。
- ③領収書は全て保管しておいてください。
領収書の紛失、或いは領収書未発行等の場合は様式 請求-21「医療報告書」を提出することになりますが、この「医療報告書」を医療機関で記入してもらう際に発生する文書料は共済対象外となり、個人負担となります。
- ④医療費領収書や診療明細書が発行されない、或いは保険点数のない接骨院などで柔道整復施術を受けた場合、様式 請求-22 柔道整復施術報告書を作成する必要があります。ただし文書料は個人負担となります。
- ⑤医療共済金支払の対象となる期間は、事故発生日から 180 日の間に掛かった医療費です。
また、総額が 1,000 円以下の場合は対象外となります。
- ⑥交通事故及び成長痛に伴うけがは対象となりません。
- ⑦日常生活に支障のない程度に回復した日または事故発生日を含め 180 日のいずれか早い日から 60 日以内に医療共済金請求書及び関係書類を提出する必要があります。
- ⑧重篤なけがにより後遺障害が残った場合その内容・等級により後遺障害共済金が支給されます。
その際の手続きには医療共済金請求とは異なる様式の提出が必要です。
なお、後遺障害共済金については、後遺障害が生じた時から 3 年以内であれば請求することができます。
- ⑨共済請求権（死亡・後遺障害・医療）は共済金請求権発生日翌日から起算して 3 年で時効により消滅してしまいますので、なるべく早い手続きをお願いします。

■賠償責任保険について

1. 子ども会活動中に発生した賠償責任を補償する保険が付帯してきます。
2. 賠償保険金には 3,000 円の免責が設定されています。
3. 賠償保険金が支払われないケースがあります。
詳しくはチラシ中面にて確認してください。
4. 賠償責任に係る事故が起こった場合、特に物損の場合はその状況の写真を必ず撮影しておいてください。

5. 物損の場合、賠償保険金請求書提出より先に修理等を済ませ、立替払いにより領収書が発行されていても、見積書などその費用の内訳が分かる書類は保存しておいてください。
6. 賠償責任に係る事故が起こったら、まずは「子ども会賠償責任保険事故報告書〈第一報〉」を記入し、提出してください。
7. その後、請求書・同意書等必要な書類の提出をお願いします。
8. 賠償責任保険は請求者と保険会社とのやり取りとなり、保険適用可否は保険会社の判断となるため、その案件について保険適用可否の判断を松子連・県子連・全子連に問われても確実な返事は出来かねます。

【松子連事務局】

〒515-8515 松阪市殿町 1315-3 松阪市教育委員会生涯学習課青少年育成係

TEL／0598-53-4401 FAX／0598-26-8816

HP／<http://matsukoren.net/> E-mail／info@matsukoren.net